

2) 子育てホームページでは事業委託の実績報告書において、実施状況が確認できる資料(写真、配布資料等)が添付されていた。

指導事項に対して講じた措置

1) 現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。

- ・督促状の発布(平成22年度分)
  - ・滞納繰越にかかる納付書の送付(過年度分)
  - ・電話による納入指導
  - 平成24年2月～3月に実施予定(納入に関する指導)
  - ・債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置
  - ・債務消滅にならないよう随時措置を講じる
  - ・個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等
- また、収入未済者の個別台帳をデータベース化することにより、債権管理の強化を図っている。 ※今後もこれらに加え、福祉事務所等関係部署との連携を図り、収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。

【一般会計】

- ①児童入所施設保護者負担金 過年度分 103,250円  
平成22年度分 283,460円 合計 386,710円
- ②雑入(児童入所施設等措置費返還金)  
平成22年度分 655,674円
- ③雑入(児童扶養手当返納金等)  
平成22年度分 4,000円

【母子養育福祉資金特別会計】

- ①母子福祉資金貸付金 過年度分 32,466円  
平成22年度分 10,200円
  - ②養育福祉資金貸付金 平成22年度分 10,200円
- 2) 実施状況が確認できる資料(写真、配付資料等)を添付した。  
次年度以降においても、資料による実施状況の確認を確実にし、適正な補助事業の執行に努める。

○福祉保健部障害福祉課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月1日  
委員監査 平成23年7月28日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、財産1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- ①児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金)  
過年度分 先数 11件 1,839,404円
  - ②児童措置費負担金  
過年度分 3,408,082円 平成22年度分 141,900円  
合計 先数 12件 3,549,982円
  - ③在宅重度心身障害者居室整備資金償還金  
過年度分 先数 18件 15,816,020円
  - ④在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入  
過年度分 先数 18件 2,252,182円
- 2) 電柱敷の継続使用許可を行っている貸付財産について、公有財産の移動報告がされておらず貸付台帳が作成、更新されていないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) ①児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金)、②児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担)、③児童措置費負担金については、文書、電話、訪問などにより、未収金の回収に努めている。また、④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金については、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(杜福)山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかけている。
- 11月30日未時点での納入額について
- ・児童福祉総務費負担金 過年度分 4件 24,000円
- ・児童措置費負担金 過年度分 6件 204,600円  
平成22年度分 127,050円 合計 14件 331,650円
- ・在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 36件 417,000円

2) 移動報告の提出していなかった3件について、平成23年7月6日付けで報告した。今後は、貸付財産の更新の時期に合わせて、移動報告を提出することとする。

○福祉保健部医務課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月1日  
委員監査 平成23年7月28日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (収入2)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
- ①山梨県看護職員修学資金貸付金償還金  
過年度分 22件 4,994,572円 平成22年度分 1件 108,000円  
合計23件 先数22件 5,102,572円
  - ②山梨県医師修学資金貸付金返還金  
平成22年度分 1件 1,200,000円
  - 2) 山梨県看護職員修学資金貸付金について、貸付条例及び規則に基づき貸付残高の確認や返還免除及び返還請求の手続きにより、債権の管理を進めているが、依然として処理が完了していない債権が次のとおり認められた。  
21件 11,175,334円(平成23年3月31日現在)

指導事項に対して講じた措置

- 1) ①山梨県看護職員修学資金の収入未済については、平成21年度末で過年度分27件、7,441,772円、現年度分2件、937,200円、合計29件、8,378,972円であつたが、6件、3,276,400円を削減し、平成22年度末で23件、5,102,572円の収入未済となつている。平成23年度には、過年度分3件1,537,900円を削減した。今後も引き続き、貸与者はもとより連帯保証人に対して督促を行うとともに、随時訪問、分割納付などときめ細かい納入指導を行う中で、未収金の削減に取り組みたい。
- ②平成23年7月15日に、収入未済額1,200,000円全額について収入済みとなった。
- 2) 山梨県看護職員修学資金貸付金の処理未了債権については、平成20年度末で約2,000件、約15億円であつたが、平成22年度末までに累計2,047件、1,517,698千円余を処理し、平成23年3月31日現在で21件、11,175千円が処理が完了していない債権となつている。さらに、平成23年度には、5件、2,944,000円の処理を行った。古い貸付金であるので、貸与者との接触が得られず免除等の確認に時間を要しているが、引き続き、貸与者や連帯保証人への接触に努め、処理が完了していない債権を減らしていくよう取り組んでいく。

○福祉保健部健康増進課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月5日  
委員監査 平成23年7月28日
- 2 監査対象期間 平成22年度

- 3 監査の結果  
指導事項 1件 (収入1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
選定任意職職権者助成金の過払い分 過年度分 1件 15,000円

指導事項に対して講じた措置  
1) 平成23年度に入ってから、電話や訪問等により複数回にわたり助成金の返還請求を継続して行っているが、返済されないため、引き続き電話や訪問等により債務者に対して助成金の返還請求をしていく。

○森林環境部森林環境総務課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月17日  
委員監査 平成23年7月29日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 1件 (給与1)  
1) 公共交通機関(富士急行線)により通勤している者の通勤手当について、6ヶ月定期代の継続割引が適用されているところ、手当額の減額をしておらず過払いとなっていた。

指導事項に対して講じた措置  
1) 過大設定した通勤手当額を継続割引適用後の額に修正し、差額について対象者から返納させた。

○森林環境部大気水質保全課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月14日  
委員監査 平成23年7月29日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 2件 (物品2)  
1) バッコン等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。  
2) 購入した切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が整備されていなかった。

指導事項に対して講じた措置  
1) 占有物品受入調書、払出調書について本年度はリース期間に対応した占有物品受入調書を作成した。  
2) 郵便切手類受払簿について郵便切手類受払簿を整備し、受払を管理するようにした。

○森林環境部環境整備課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月15日  
委員監査 平成23年7月29日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 1件 (収入1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 3件 200,025,819円

指導事項に対して講じた措置

1) 過年度分のうち「硫酸ピッチ事件」については、本年度も債務者に対し納付連絡を繰り返して行っており、一部債務者(2法人4個人)から納付されている。  
(平成23年11月末現在徴収済額 8,612,139円)  
「日向処分場事件」については、債務者(1法人1個人)が所在不明であり、現在も所在確認中である。  
一方、昨年度預金調査により約1万円程度の預金を確認しており、詳細調査を行った上で、今年度中に差押え手続きを行う。  
「大月市内不法投棄事件」については、引き続き財産調査を行っている。処分可能な財産が確認でき次第、差押え等の手続きを行うこととする。

○森林環境部みどり自然課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月15日  
委員監査 平成23年7月29日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 1件 (収入1)  
1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料(清涼飲料水の自動販売機設置)について、平成22年度に調定すべきところ、翌年度に行っていた。  
見 1件 (財産1)  
山梨県自然保護基金は、「すぐれた自然環境を保護するために必要な土地を取得する」ことを目的に昭和48年度に設置されたものであるが、この基金により購入された土地は、昭和54年度に1例あるのみで、以後32年間活用されていなかった。当該基金の設置目的と現状に鑑み、その必要性について検討されたい。

指導事項に対して講じた措置

1) 平成23年5月30日、調定を起案し、6月7日に決裁、6月17日に収納され、事務処理は完了した。  
今後の処理方針については、事務処理に遺漏のないようにするため、緑化担当財務関係業務チェックシートを作成し、担当内での相互チェック体制の徹底を図ることとした。

意見に対して講じた措置

1) 山梨県自然保護基金については、優れた自然環境等を保護するために重大な支障があり、当該土地を取得する以外にその保護を図れないような場合に活用することとしている。過去、同基金による土地購入は、昭和54年度における1件であるが、これは、あらゆる手段をつくしても、購入以外にその自然環境を守ることができなかった事実である。この事実以外については、自然環境保全地区等の管理業務を進める中で指定区域内において、自然環境等を保護するうえで支障となる行為などを事前に把握し、中止・変更をさせるなど継続して抑制してきたことにより土地購入には至らなかったものである。今後、同基金を活用することなく解決できるものばかりとは限らず、やむを得ず土地取得にしなければならない風致景観の維持が難しい事案が生じることが考えられること、また富士山や南アルプスの世界遺産への取り組みが進む中で、同基金が有効な手段となりうるものであることなどから、取得が必要となった時に迅速に対応することが可能な、同基金を引き続き設置しておくこととする。  
更に、同基金の有効活用を図るためには、本県の自然景観の保全状況を常に正確に把握することが必要であり、これまで以上に、いち早く収集できる体制を整えることが重要であることから、その具体的な手法等についても引き続き検討し、今後の自然保護に生かしていきたい。

○森林環境部森林整備課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月15日

- 委員監査 平成23年7月29日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) 郵便切手類受払簿において、財務規則第264条に規定する物品取扱者の引継がなされていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 今後、財務規則に基づく適正な引継処理を行っていくこととした。

○森林環境部林業振興課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月15日  
委員監査 平成23年8月5日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- ①林業・木材産業改善資金償還金等  
過年度分 3件 3,430,449円 平成22年度分 2件 5,070,000円  
合計 5件 先数3件 8,500,449円
- ②林業構造改善事業費補助金返還金  
平成21年度分 1件 5,000,000円 平成22年度分 1件 5,000,000円  
合計 2件 先数1件 10,000,000円
- ③甲斐の家モデル普及事業費補助金返還金  
平成21年度分 1件 24,443,000円

指導事項に対して講じた措置

- 1) ①債務者に対して、適宜電話による督促を行ない、また平成23年6月に、債務者に面談による償還の指導を行なった。  
この結果、過年度分70万円、現年度分3万円が償還された。  
今後とも債権回収に努めていく。
- ②平成22年11月24日、督促状の発行を行った。  
平成23年2月16日、電話により督促を行った。  
平成23年11月29日、再度督促状の発行を行った。  
今後とも、債権の回収に努めていく。
- ③平成21年12月11日、県から事業主体に補助金返還命令を通知した。  
平成21年12月14日、県から甲府地裁に破産債権届出書を提出した。  
平成22年6月25日、県から事業主体の破産管財人の弁護士に対して、2回目の補助金返還命令を通知した。  
平成23年3月7日、甲府地裁が事業主体の破産手続の廃止を決定した。  
平成23年9月8日、事業主体の営業登記簿が閉鎖された。  
事業主体の登記簿が閉鎖され、債務は消滅したと解されるため、必要な措置をとっていく。

○森林環境部具有林課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月16日  
委員監査 平成23年8月5日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
雑入（「清里の森」別荘地の建物収去・土地明渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費）  
平成15年度分 1件 2,935,800円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 平成23年3月28日に、債務者宅を訪問したが、不在のため郵便受けに連絡を要請するメモを投函したほか、マンション管理事務所で居住を確認した。  
今年度は、平成23年5月30日に文書による督促を行ったところであり、引き続き文書や訪問による督促を行い、債権回収に努めていく。

○中北林務環境事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月9～11日  
委員監査 平成23年6月8日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- 【一般会計】
- ①工事契約解除に伴う前私金返還利息  
平成15年度分 1件 60,107円 平成16年度分 1件 14,317円  
平成22年度分 1件 139,650円 合計 3件 214,074円
- 【恩賜国有財産特別会計】
- ①行政財産使用料  
過年度分 2件 8,159円 平成22年度分 2件 20,520円 合計 4件 28,679円
- ②土地貸付料  
過年度分 31件 21,996,950円 平成22年度分 14件 5,108,287円  
合計 45件 先数19件 27,105,237円
- ③違約金及び延滞利息  
過年度分 23件 2,855,327円 平成22年度分 11件 51,144円  
合計 34件 先数16件 2,906,471円
- ④雑入（和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金）  
過年度分 2件 569,930円

指導事項に対して講じた措置

- 【一般会計】
- 過年度分 (2件 計74,424円) については、毎年、債務者を訪問して督促を行っており、今年度は6月に実施した。債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、権利放棄し不納欠損処理を行うことが適当であると考える。このため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。
- 平成22年度分 (1件 139,650円) については、平成23年1月、債務者が破産手続を開始し、その後甲府地方裁判所において2回債権者集会が開かれた。現在債務者の不動産が売却できないため、結果が出ていない。平成24年1月に3回目の債権者集会が予定されており、その結果を待って今後の対応を決める。

【恩賜国有財産特別会計】

- 行政財産使用料 平成19年度分 1件 6,685円については、債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、権利放棄し不納欠損処理を行うことが適当であると考える。このため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。
- また、「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり催促を行っており、引き続き回収に向け努力



している。

- 1 「納入通知書」(納期限7月末)を送付しても納入されない場合には、
  - ・納期限後20日経過時に「督促状」の送付
  - ・指定期限2カ月経過時に電話による支払催告
  - ・指定期限5カ月経過時に「督促に関する通知」の送付
  - ・滞納繰越(10カ月)時に「納付書」の送付
  - ・滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。
- これらの催促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。
- 2 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。
- 3 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行いつつ事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。
- 4 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く説得している。

○県東林務環境事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年4月19～20日  
委員監査 平成23年5月24日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果 指導事項 1件 (収入1)
  - 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 1件 240,476円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 平成18年度の発生時からこれまで再三文書催告及び臨戸により督促を行っているが、会社組織が倒産して事業を行っておらず実体がない状態であり回収できていない。今後とも同様の債権を持つ関係各課と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を続ける。その一方で、関係各課と足並みを揃える中で、不納欠損処理を行うことが適当とされた場合は対応することとした。

○県南林務環境事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月16～18日  
委員監査 平成23年6月13日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果 指導事項 1件 (収入1)
    - 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 1件 292,418円
- 指導事項に対して講じた措置
- 1) 債務者法人が、地方裁判所の費用不足による破産手続停止の決定確定をしているため、債務の消滅について検討のうえ、不納欠損処理することとした。

○富士・東部林務環境事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月12～13日

委員監査 平成23年6月7日

- 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果 指導事項 1件 (収入1)
    - 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
①工事契約解除に伴う違約金 平成13年度分 1件 113,400円  
②工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成17年度分 1件 9,559円
- 指導事項に対して講じた措置
- 1) 債務者の倒産・法人の解散により今後の回収が見込めないため、権利放棄し不納欠損処理することとした。

○産業労働部商業振興金融課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月10日  
委員監査 平成23年7月19日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果 指導事項 3件 (収入1、支出1、財産1)
  - 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
    - ①中小企業高度化資金償還金  
過年度分 先数 7件 11,119,102,451円
    - ②小規模企業等設備導入資金貸付金償還金  
過年度分 先数 13件 41,281,440円
  - 2) 山梨県運輸振興事業費補助金において、県トラック協会の実績報告に交付要綱に定められている基金・運用利子の状況書が添付されておらず、内容確認もされていなかった。
  - 3) 商工業振興資金特別会計の債権管理において、貸付金毎の金額の内訳が異なっており全体的金額も 885,000円減少していた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) ①高度化資金償還金については、7件すべての債権管理回収業務を専門機関である株式会社整理回収機構に委託し、鋭意、回収に努めている。今後の処理方針等について調査と検討をしていただいたところ、同委員会から、県民負担を最少にするという観点から、第三者への債権譲渡の道を探ることが適当で、この債権譲渡には、所定の手続きが必要であり、早期に着手すべきとして、平成23年11月28日に中間報告書が提出された。味のふるさと協業組合他5組合について、債権譲渡の手続きを進めたが、結果として譲渡に当たっての条件が整わず契約に至らなかったため、早期に債権を譲渡できるよう、改めて所定の手続きを進めていく。
- ②債務承認(返済の継続)で効果が中断している貸付先に対しては、少額ずつでも債権回収が進むよう貸付先への訪問や電話連絡を引き続き行う。
- 2) 県トラック協会に対し、基金、運用利子の状況書について添付するよう指導し、職員が確実に内容確認を実施することとした。
- 3) 全債権について確認を行ったところ、平成11年度にすでに計上していた債権が平成14年度に再度計上され、二重計上されていることがわかった。債権毎の債務残を山梨県信用保証協会と確認しながら管理を行っていくこととした。

○産業労働部産業支援課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月9日  
委員監査 平成23年7月19日
- 2 監査対象期間 平成22年度